

東京高裁総第1114号

令和7年4月14日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月25日付け（同月28日受付、東京高裁第57号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添申出書写し②及び③に記載された文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

司法行政文書開示請求書

令和6年11月25日

東京高等裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ①東京高裁の裁判官配置表及び常置委員名簿(令和6年11月3日以降の最新版)
- ②東京高裁長官に対する説明・報告時の注意事項が書いてある文書(録音機器の持ち込みが許されているかどうかを含むが、これに限らない。)(最新版)
- ③東京高裁長官秘書官の事務引継書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

